

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」案に係る意見募集について

民生委員法第4条により、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町の区域ごとに、市町長の意見を聴いて都道府県の条例で定めることとなっています。

広島県では、厚生労働省の通知により、民生委員の任期（3年間）の満了に合わせて定数の見直しを実施していますが、現在の全ての民生委員の任期が令和7年11月30日で満了となるため、民生委員定数の見直しを実施し、民生委員の定数を定める条例の一部を改正することとし、条例案について、県民意見募集（パブリックコメント）を実施しますので、お知らせします。

1 実施項目

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」案について

【主な内容】

別紙概要のとおり、尾道市、東広島市、江田島市において民生委員の定数を改正する。

2 実施内容

(1) 意見募集期間

令和6年12月12日（木）～令和7年1月10日（金）

（郵送については令和7年1月10日（金）必着）

(2) 実施方法

① 資料の閲覧及びご意見記入用紙の入手方法場所

・県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/minseipublic.html>)

・県庁行政情報コーナー、県健康福祉局地域共生社会推進課及び県厚生環境事務所の各窓口

② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれか

「御意見記入用紙」に意見、住所（市区町村まで）、年齢（何歳代）を記入の上、次のいずれかの方法で提出する。なお、電話による御意見の提出は受け付けない。

③ 意見の提出先

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 地域包括ケア推進グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

FAX：082-502-8744

メール：fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp

* 件名は「民生委員定数条例の一部改正（案）への意見」としてください。

④ 意見の反映

お寄せいただいた意見とこれに対する県の考え方について、県ホームページに公表する。

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）」の概要について

1 改正の背景

民生委員法第4条により、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町の区域ごとに、市町長の意見を聴いて都道府県の条例で定めることとなっています。

県では、厚生労働省の通知により、民生委員の任期（3年間）の満了に合わせて定数の見直しを実施していますが、現在の全ての民生委員の任期が令和7年11月30日で満了となるため、民生委員定数の見直しを実施し、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する予定です。

2 改正内容等について

(1) 民生委員の職務内容等

民生委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています（民生委員法第1条）。

民生委員は、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を、県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱を行い（民生委員法第5条）、任期は3年です（民生委員法第10条）。

(2) 定数決定方法等

民生委員の定数について、県は、市町ごとの人口、面積、世帯構成の類型（高齢化率、被保護世帯等）を勘案し、かつ市町の意見を聴いた上で、当該市町で住民に対するサービスが適切に行われる定数を算出します。

(3) 改正内容

市町名	現行定数	改正定数 (案)	改正後の増減
尾道市	374人	371人	△3人
東広島市	322人	324人	2人
江田島市	103人	98人	△5人

3 施行時期

令和7年12月1日

4 参考

広島県内民生委員・児童委員の定数（主任児童委員を含む）

市町名	現行定数	改正定数（案）
竹原市	83人	83人
三原市	252人	252人
尾道市	374人	371人
府中市	121人	121人
三次市	189人	189人
庄原市	163人	163人
大竹市	68人	68人
東広島市	322人	324人
廿日市市	225人	225人
安芸高田市	129人	129人
江田島市	103人	98人
府中町	110人	110人
海田町	41人	41人
熊野町	48人	48人
坂町	34人	34人
安芸太田町	45人	45人
北広島町	77人	77人
大崎上島町	46人	46人
世羅町	69人	69人
神石高原町	49人	49人

※広島市、呉市及び福山市は、各市が民生委員・児童委員の定数を定めます。